

食 品 安 全 委 員 会 第 184 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 19 年 3 月 29 日（木） 14:00～15:15

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- ・「ジノテフラン」に関する意見・情報の募集について
- ・「アミトラズ」に関する意見・情報の募集について

（２）動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- ・「ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュベイト、エコスピード）」に関する意見・情報の募集について
- ・「アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）」に関する意見・情報の募集について

（３）新開発食品専門調査会における審議状況について

- ・「毎日コツコツふりかけ」に関する意見・情報の募集について

（４）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・遺伝子組換え食品等 SPEZYME FRED™ に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシ LY038 系統（食品）に係る食品健康影響評価について

（５）平成 19 年度食品安全委員会運営計画について

（６）食品安全モニターからの報告（平成 19 年 2 月分）について

（７）平成 19 年度食品安全モニターの依頼について

（８）その他

4．出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5．配布資料

- 資料 1 — 1 農薬及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について<ジノテフラン>
- 資料 1 — 2 農薬及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について<アミトラズ>
- 資料 2 — 1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について<ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュベイト、エコスピード）>
- 資料 2 - 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について<アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）>
- 資料 3 新開発食品専門調査会における審議状況について
- 資料 4 — 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<SPEZYME FRED™>
- 資料 4 — 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<高リシントウモロコシ LY038 系統（食品）>
- 資料 5 平成 19 年度食品安全委員会運営計画（案）について
- 資料 6 食品安全モニターからの報告（平成 19 年 2 月分）について
- 資料 7 平成 19 年度食品安全モニターの依頼について

6．議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 184 回会合を開催いたします。本日は 6 名の委員が出席です。それでは、会議全体のスケジュールにつきましてお手元の資料、食品安全委員会第 184 回会合、議事次第がございますので御覧いただければと思います。

それでは、お手許の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 10 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 - 1、1 - 2 が、「農薬・動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 2 - 1、2 - 2 が、「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が、「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 - 1、4 - 2 が、「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5 が、「平成 19 年度食品安全委員会運営計画（案）」について。

資料 6 が、「食品安全モニターからの報告（平成 19 年 2 月分）」について」。

資料 7 が、平成 19 年度食品安全モニターの依頼について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況についてでございます。

ジノテフラン及びアミトラズにつきましては、両専門調査会から連名で意見・情報の募集のために評価書案が提出されています。事務局から説明願います。

○ 國枝評価課長 それでは、資料 1 - 1 と資料 1 - 2 を御覧いただきたいと思います。

「農薬及び動物用医薬品専門調査会における審議状況」ということで、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められましたジノテフランに係る食品健康影響評価につきましては、昨年の 12 月 6 日に開催されました農薬専門調査会総合評価第一部会、それから、本年の 1 月 15 日に開催されました農薬専門調査会幹事会、それから、同じく 2 月 19 日に開催されました農薬専門調査会幹事会及び 2 月 23 日に開催された動物用医薬品専門調査会において審議結果案が取りまとめられております。本日御了解いただきましたならば、会議終了後から 4 月 27 日まで幅広く国民に意見・情報の募集を募りたいと思います。

4 ページを御覧いただきたいと思います。「審議の経緯」ということでございますが、今回の評価書につきましては、第 2 版ということになりまして、経緯として第 1 版関係、第 2 版関係という形になっております。

第 1 版関係としては、初めての農薬登録が 2002 年の 4 月に行われまして、その後、適用拡大の申請があり、それに関連して食品健康影響評価の要請があつて、第 1 版が評価結果として出たのでございます。

第 2 版としましては、2006 年の 8 月でございますけれども、チンゲンサイ、ほうれん草、あんずなどについて、農水省から厚労省の方に適用拡大申請に関する連絡とその基準設定の依頼がありまして、9 月に厚労省から食品健康影響評価があつたのでございます。その後、本年に入りまして、1 月になりますが、更にマンゴーについての適用拡大というものが来ております。

それからあと、動物用医薬品関係ということでございますが、これについては昨年の 11

月に農林水産大臣、それから厚生労働大臣から、この残留基準の設定に係る食品健康影響評価についての要請があったものでございます。ということで、今回のものについては、農薬と動物用医薬品、両方に関わるものということになります。

8 ページを御覧いただきたいと思います。用途としては、殺虫剤ということで、ジノテフランについての化学名、分子式、分子量、構造式はそこに記載のとおりでございます。

開発の経緯でございますけれども、これは 1993 年に三井化学株式会社により開発されたテトラヒドロフリルメチル基を有する殺虫剤ということで、ニコチン性のアセチルコリンレセプターに対する結合親和性は低いにもかかわらず、電気生理学的にはアゴニスト作用を示すという特徴があるものでございます。

我が国では 2002 年 4 月に稲、それから野菜、果実などを対象に初めて登録されており、海外では、米国、韓国で登録は取得されております。

それから、2005 年 8 月及び 12 月に三井化学株式会社より農取法に基づいてチンゲンサイ、ほうれん草、あんず等、また、2006 年の 7 月にマンゴーへの適用拡大登録申請がなされたものでございます。

それから、動物用医薬品としては、国内での使用はございませんでしたが、海外では米国で猫用にスポットオン剤が使用されております。今回は、直接、動物に適用するものではございませんが、畜舎、鶏舎及びその周辺のハエの成虫の駆除という動物用医薬品ということで、申請がなされたものでございます。

46 ページを御覧いただきたいと思います。ということで、これを第 1 版が既に評価されておりますので、今回、追加された部分はそれに該当する部分ということで、農薬についての適用拡大がされたということです。作物残留にかかわる部分、それからあと、動物用医薬品という関係で、それに関連して少し動物を用いた試験が行われているという部分で、その部分が追加になっておりまして、評価の毒性等については、あるいは ADI については従来からの変更はございません。簡単に総合評価を中心に御説明をしたいと思います。

46 ページでございますが、「総合評価」ということで、ラットを用いた動物体内運命試験、それから、あと水稻、ナス、キャベツ、きゅうり、インゲン等を用いた植物体内運命試験が実施されており、そこに記載のとおりのような結果が出ております。

それから、土壌中運命試験、水中光分解試験なども実施されております。それはそこに記載のとおりという形になっております。

それから、稲、果樹、野菜を用いた作物残留試験が行われておりまして、この結果とし

ては、後ろの方に付いておりますが、53 ページから 58 ページまでが追加となっております。この中で、先ほど説明しました適用拡大の部分が新たに追加としてとなっております。

なお、あんずにつきましては、スモモと梅の作物残留試験があるということで、同じグループに該当するということで、これについてのデータは付いておりません。

それから 47 ページを御覧いただきたいと思います。今回、動物用医薬品ということで、直接動物に適用するものではありませんけれども、ハエの駆除ということで、畜舎とか鶏舎、あるいはその周辺のところに塗るような形になっているということで、それに関連してホルスタインの泌乳牛を用いて 7 日間の連続経口投与、ここには用量を書いておりますけれども、最高 1 日 1 頭当たり 42mg までの投与が行われておりまして、これで乳汁試験が実施されたところ、乳汁からジノテフランあるいは代謝物は検出されております。

それからあと、1 頭当たり 200mg の濃度の直接単回噴霧による血液、あるいは乳汁試験が実施されたところ、いずれもジノテフランは検出されております。

鶏の関係ということで、産卵鶏について 1 羽当たり 14mg の濃度の直接単回噴霧によって血液とか鶏卵への残留試験が実施されておりますが、いずれもジノテフランは検出されております。

それから火山灰壤土、あるいは沖積土を用いた土壌残留試験が行われておりますが、ここに記載のとおりです。

こうした試験結果から農畜産物中の暴露評価対象物質としてはジノテフラン（親化合物のみ）ということを設定しております。

47 ページの真ん中辺りになりますが、本来の急性経口の毒性等はそこに記載のとおりでございます。

それから亜急性、慢性、発がん性、繁殖、催奇形性等の結果につきましては、49 ページを御覧いただきたいと思いますが、そこに、それらについての無毒性量及び最小毒性量、それからそのエンドポイント等が記載がされているところでございます。

それから、遺伝毒性ですけれども、これについては、ジノテフランの原体について、そこに記載のような試験が行われておりますが、いずれも陰性ということで、遺伝毒性は認められておりません。

代謝物についても、細菌を用いた復帰突然変異試験が行われておりますが、試験結果は陰性であり、遺伝毒性は認められておりません。

それからジノテフランの原体中の混在物ということで、そこに記載の 2-MTI-446 以下のものについても、細菌を用いた復帰突然変異試験が行われておりますが、すべて陰性とい

うことでございます。

あと、ジクロロメタンについては、細菌を用いた復帰突然試験に関する文献が出ておりまして、S9mix の存在の有無にかかわらず、TA98、TA100 株で陽性ということでありましたけれども、原体中での濃度が 0.2% 以下で微量ということで特に問題になるとは考えられませんでした。

混在物の EPZ については、細菌を用いた復帰突然変異試験は陰性ということで、あと、48 ページにあります、そこに記載のとおりということで、*in vitro* の染色体異常試験の陽性が認められておりますけれども、*in vivo* の小核試験が陰性であったということから、生体内において特に問題となるような毒性が発現するとは考えられないとしております。

それから、ウサギの発生毒性試験において認められた神経毒性と疑われる所見でございますけれども、これについては動物代謝試験の結果からジノテフランが速やかに代謝を受けて、排泄されることが示されており、蓄積効果による毒性症状の持続はないと推察されております。

また、認められた神経毒性を示唆する所見というのは、いずれも ADI の設定根拠の無毒性量よりもはるかに高用量でしか観察されておられません。

無毒性量については、先ほどお示ししました表 31 にございました、イヌの 90 日間の亜急性毒性試験において、雌で 58mg/kg 体重/日未満ということで、無毒性量が設定できませんでしたけれども、更に 90 日間よりも、より長期のイヌの慢性毒性試験、これは 1 年間でやられているものですが、これでは雌の無毒性量が 22mg/kg 体重/日と求められているということから、この値を ADI の設定の根拠として採用することは妥当と判断しました。

結果、50 ページになりますけれども、安全係数 100 で除した 0.22mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定いたしました。

以上でございます。

○見上委員長 資料 1 - 2 の方も一緒にお願いします。

○國枝評価課長 それでは、次に引き続き、資料 1 - 2 でございますが、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められたアミトラズでございますが、これにつきましては、本年の 1 月 22 日に開催されました農薬専門調査会の確認評価第二部会。それから 2 月 7 日に開催されました農薬専門調査会幹事会。それから、2 月 23 日に開催されました動物用医薬品専門調査会において審議結果案が取りまとめられております。

本日、御了解いただきましたなら、会議終了後から 4 月 27 日まで幅広く国民に意見・情

報の募集を行いたいと思います。

3 ページを御覧いただきたいと思いますが、農薬関係については、1975 年に初回の農薬登録がございまして、2005 年の 11 月ですが、残留農薬基準告示ということで、いわゆるポジティブリストに掲載がされております。その後、食品健康影響評価の依頼が来たものでございます。

それから、動物用医薬品の関係については、みつばちの寄生ダニの駆除ということで、これに関連して、残留基準に関する食品健康影響評価が出ておるものでございます。

6 ページを御覧いただきたいと思いますが、アミトラズにつきましては、そういうことで、農薬及び動物用医薬品ということになりますが、一般名、それから化学名、分子式、分子量、構造式はそこに記載のとおりでございます。

開発の経緯ですけれども、アミトラズは、1970 年代初頭にイギリスのブーツ社で開発された殺虫剤、殺ダニ剤でございまして、薬剤にダニが接触することで効力を発揮するものです。

作用機序はオクトパミンレセプターに作用して、サイクリック AMP の過剰生産を引き起こし、リン酸化と脱リン酸化のバランスを満たすと考えられております。

日本では、1975 年 5 月に農薬登録をされており、その後、85 年にミカンのロウムシ類に、それから 2003 年 12 月にかんきつに適用拡大がされたものでございます。

動物医薬品としては、国内ではイヌのマダニ駆除剤として使用されておまして、海外においても EU 諸国、中東、南アフリカ、アルゼンチン、ニュージーランド等で使用がされているものでございます。

薬事法に基づいて、みつばちの寄生ダニの駆除を目的とした動物医薬品ということで承認申請がなされたものでございます。

8 ページを御覧いただきたいと思いますが。

今回のものについては、確認評価ということで、この毒性等に関する科学的知見については、農薬抄録、JMPR レポート、米国 EPA のレポート、それからヘルスカナダのレポート、それから豪州の APVMA レポートを基に毒性に関する主な科学的な知見が整理されております。

25 ページを御覧いただきたいと思いますが。

総合評価ということになりますが、動物体内運命試験の結果、経口投与されたアミトラズは、動物体内で速やかに代謝、排泄されます。

主要排泄は尿中であり、残りは糞中に排泄されております。主要代謝物は GH 及び B とい

うことで、この略語は 29 ページに記載のものですけれども、そういうものでございます。

それから、植物体内運命試験の結果では、果肉への移行は少なく、主要代謝物は B 及び C でございます。

それから、動物医薬品としてみつばちに使用した場合には、暫定基準値、現在、0.2ppm が定められておりますが、これを超えないことが残留試験により確認されているところでございます。

それから、アミトラズ及び代謝物 B を累積対象化合物として、作物残留試験が実施されており、そこに記載のような結果が出ております。

各種運命試験及び残留試験結果から農産物の暴露評価対象物質としては、アミトラズ及び代謝物 B と設定しております。

各種毒性試験結果から、本剤の影響としては、中枢神経系に対する軽度の抑制が認められており、イヌで最も感受性が高いことが示唆されております。

催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められておりません。

発がん性試験において、雌マウスでリンパ/細網細胞系腫瘍及び肝腫瘍の発生頻度が増加しましたが、明らかな毒性を示した高用量のみでのものであり、また、遺伝毒性が認められないことから、発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、本剤の評価に当たり、閾値を設定することは可能であると考えられました。

なお、本剤の評価は限られたデータ、あるいは GLP 規制前のデータを用いざるを得なかったわけですが、評価には支障がないと判断をいたしました。

各試験の無毒性量等は、表 6 に示されたとおりです。

食品安全委員会の農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会では、各試験で得られた無毒性量の最小値がイヌを用いた 2 年間の慢性毒性試験の 0.25mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0025mg/kg 体重/日を一日摂取許容量として設定しました。

暴露量については、当評価結果を踏まえ、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとします。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。それでは、本 2 件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。動物用医薬品専門調査会における審議状況についてであります。動物用医薬品2品目につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料2-1と2-2を御覧いただきたいと思います。

先ほどのものと関係のある、製剤に関わる動物用の殺虫剤あるいは寄生虫の駆除剤に関わるものでございます。

まず、資料2-1でございますが、動物用医薬品専門調査会における審議状況ということで、農林水産省及び厚生労働省から意見を求められました、ジノテフランを有効成分とする、動物体に直接適用しない動物用殺虫剤フラッシュベイト、エコスピードに係る食品健康影響評価につきましては、本年の2月23日に開催された動物用医薬品専門調査会において審議結果案が取りまとめられました。本日、御了解をいただきましたならば、会議終了後から4月27日まで広く国民の意見・情報の募集を募りたいと思っております。

めくっていただきまして、1ページ目ですけれども、審議の経緯というのが書いてございます。

あと、目次のところを御覧いただきたいと思いますけれども、今回は、ジノテフランそのもののADIの設定をしているということで、別添ということで、先ほど御説明した農薬動物用医薬品の評価書案というのが付いておりますが、これについては、同じものということで、省略をさせていただいております。

2ページを御覧いただきたいと思います。

食品健康影響評価ということで、まず、ジノテフランについてでございますが、ジノテフランはテトラヒドロフリルメチルを有する殺虫剤ということで、国内では動物用医薬品としての使用はございませんけれども、2002年4月に殺虫剤として農薬の登録がなされております。

国外では動物用医薬品として米国でネコ用にスポットオン剤が使用されており、農薬としては米国、韓国、フィリピン、タイなどで使用されております。

次に製剤でございますけれども、フラッシュベイト、エコスピードということで、これはいずれも同一製剤でございます。製剤の内容としては、そこに記載のとおりということで、主剤はジノテフラン、効能効果としては、畜・鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の駆除ということになります。

用法・用量としては、畜・鶏舎内の部分の床面積100平米当たり、そこに記載のような製剤を溶かしたものを壁とか柱に塗布する、あるいは噴霧塗布するようなものでござい

す。

その他ということで、乳化を目的として界面活性剤が使用されておりますけれども、これらは外国政府機関、国際評価機関で評価されているもの、及び洗剤として使用されているものでございます。

その他、滑沢剤、賦形剤が使用されておりますが、これらは食品添加物や医薬品の添加剤として使用されているものです。

安全性に関する知見ということで、ジノテフランを主剤とする製剤は、上記のとおり、農薬としての使用実績があり、国外では、米国、カナダ、フィリピン、タイなどで農薬としての実績がある外、米国では、食用動物はございませんけれども、ネコ用の動物用医薬品として使用があります。

JECFA などの国際機関、EMA、FDA における評価は行われておりませんが、EPA で 0.02 mg/kg 体重/日のクロニック・リファレンスドース CRFD が設定されており、また、食品安全委員会において、平成 17 年 6 月に 0.22mg/kg 体重/日の ADI を設定されております。

さらに、今般、平成 18 年 6 月に農薬の適用拡大、それから同年の 11 月に動物用医薬品としての承認申請に伴って、それぞれ食品健康影響評価が求められたことから、別添ということで、先ほど御説明しましたので省略しますが、評価を実施したところでございます。

3 ページですが、食品健康影響評価ということで、ジノテフランの食品健康影響評価については、過去に食品安全委員会で評価されたのと同様、ADI として次の値を採用することが適当ということで、ジノテフラン 0.22mg/kg 体重/日ということで、暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとしております。

「なお」ということで、本製剤は製剤を水に溶かした溶液を畜・鶏舎内及びその周辺の壁とか柱などに噴霧塗布して使用され、動物体に直接適用されません。また、ジノテフランの蒸気圧はそこに記載のようなものということで、極めて低くて、常温、常圧下でほとんど揮発しないと考えられていることから、これを動物が吸入し、暴露することもあると考えにくい。

動物体への暴露は想定される最悪のケースは、空間に噴霧された薬剤が動物体に暴露するものでございますが、臨床用量の 5 倍量をニワトリ、ウシに直接噴霧した場合にも、血液鶏卵、乳のいずれからもジノテフランは検出されていないことが確認されております。定量限界は 0.01ppm です。

このことから、本製剤については、適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を通じて、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると

しております。

引き続いて、資料 2 - 2 ということで、農林水産省及び厚生労働省から食品安全委員会の意見を求めましたアミトラズを有効成分とする、みつばちの寄生虫駆除剤、アピパールに関する食品健康影響評価につきましては、本年の 2 月 23 日に開催されました動物用医薬品専門調査会において、審議結果案が取りまとめられました。本日、御了解いただきましたならば、会議終了後から、4 月 27 日まで広く国民からの意見情報の募集を行いたいと思います。

1 ページを御覧いただきたいと思います。審議の経緯は、そこに記載のとおりということで、上のところの目次を御覧いただきたいと思いますが、先ほどと同様ということで、アミトラズの農薬・動物用医薬品評価書案というのが、先ほど御了解いただいたものですが、これも、これが別添ということで付きますが、同文ということで省略をさせていただきます。

2 ページを御覧いただきたいと思います。アミトラズですけれども、アミトラズは 1970 年代初頭に開発された殺虫剤、殺ダニ剤ということで、薬剤にダニが接触することで効力を発揮する。作用機構はオクトパミンレセプターに作用して、cAMP の過剰生産引き起こし、リン酸化と脱リン酸化のバランスを乱すと考えられている。国内では、イヌのマダニ駆除剤として使用されている外、農薬としても使用されております。国外では動物用医薬品として EU 諸国、中東、南アフリカ、アルゼンチン、ニュージーランドなど、農薬として米国、EU 諸国など、世界各国で使用されております。

アピパールという製剤ですけれども、この内容としては、主剤はアミトラズ。

効能・効果は、みつばち寄生ダニ、ミツバチヘギイタダニの駆除でございます。

用法・用量はそこに記載のとおりでございます。安全性に関する知見としては、アミトラズを主剤とする製剤としては、上記のとおり国内外で動物用医薬品及び農薬として使用されているということで、海外における評価では、JMPR で ADI 0.01mg/kg 体重/日、EMEA で ADI 0.003mg/kg 体重/日、EPA で 0.00025mg/kg 体重/日の cRfD が設定されております。

国内では、平成 14 年に厚生労働省において、0.0025mg/kg 体重/日の ADI が設定されていますが、その後も暫定基準の設定されたことに伴って、今般、新たに食品健康影響評価が求められたものです。

食品健康影響評価ということで、本剤の主剤であるアミトラズについては、ハチミツに対して暫定基準、0.2ppm を設定されていることから、詳細な毒性評価、別添のとおり実施したということで、これについては、先ほど御説明したとおりということで省略させてい

ただいております。

アミトラズの食品健康影響評価については ADI として次の値を採用することが適当と考えられている。

そういうことで、アミトラズは 0.0025mg/kg 体重/日ということです。

3 ページですが、なお、本製剤は適切に使用される限りにおいて、暫定基準値を超えないことは残留試験により確認されている。

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本 2 件につきましても、意見・情報の募集手続に入ることいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

新開発食品専門調査会における審議状況についてでございます。

「毎日コツコツふりかけ」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

事務局から説明願います。

○國枝評価課長 資料 3 を御覧いただきたいと思います。

平成 19 年 1 月 12 日に厚生労働大臣から、特定保健用食品の許可申請に係る食品健康影響評価依頼がありました食品のうち「毎日コツコツふりかけ」については、本年 2 月 26 日に開催された新開発食品専門調査会において審議結果(案)が取りまとめられました。

本日、御了解をいただきましたならば、会議終了後から 4 月 27 日まで、幅広く国民に意見・情報の募集を募りたいと思います。

1 ページに「審議の経緯」の記載がございます。

2 ページですが、従来、専門調査会の特定保健用食品については「要約」は付いておりませんでした。これについてもできるだけ要約を付けたらどうかという意見がございましたので、今回、初の試みということで、要約を付けさせていただいております。

4 ページ以降からが、食品健康影響評価に関する審議結果でございます。

これにつきましては、最初に要約のところを御覧いただきたいと思います。

今回のものについては、疾病リスク低減表示特定保健用食品ということで、関与成分をカルシウムとしたものということで、これについては、既に違う商品で食品健康影響評価が行われているものでございます。

ただ、それについても一応評価をするということで、それが4、5、6ページの辺りにされております。これについては同じ内容になりますけれども、それについての検討が行われております。

これについては、既に詳細な御説明を以前しておりますので省略させていただいて、具体的な評価対象品目についての評価の概要についてに入らせていただきたいと思います。7ページを御覧いただきたいと思います。

「4 評価対象食品の概要」になりますが「毎日コツコツふりかけ」は、関与成分としてカルシウムを含み、歳をとってから骨粗鬆症になるリスクを低減する旨を特定の保健の目的とするふりかけ形態の食品でございます。本食品一日当たりの摂取目安量は、製品1袋当たり5.3gということで、この中に関与成分のカルシウムとして420mgが含まれているものでございます。

「5 安全性に係る試験等の概略」になりますが、まず「・食経験」になります。

本食品に用いられる炭酸カルシウムは、食品添加物として昭和32年から指定されているものであるということ。

それから、この関与成分であるカルシウム以外にも、ゴマとか昆布、青海藻、根昆布、乳糖、砂糖やしょうゆ等の調味料で構成されておりまして、これらを原料として用いたふりかけ形態の食品は一般に流通しているものでございます。

「・ヒト試験」としては、健常成人男女11名を対象にして、本食品を1日3袋ということですから、通常の3倍になり、カルシウム量として1,260mg/日を食事とともに4週間連続摂取をしております。

その結果、摂取期の前値と比較して、男性では体重とか収縮期及び拡張期血圧では有意な変動は認められておりませんが、女性では摂取期前値に比較して、体重、収縮期血圧で有意な低下がなされており、また脈は有意に増加していますけれども、拡張期血圧に有意な変動は認められなかったとしております。

摂取期間中3日間の食事記録で算出した摂取エネルギー量、タンパク質等々については、摂取期前値と比較して有意な差は認められておりませんが、当然のことながら、カルシウム摂取量は有意に増加しております。

血液検査については、そこに記載のようなことで、男性、女性について、若干変動が認められておりますけれども、これらは基準値の範囲内ということで、被験食品による悪影響でないと判断され、また個人別の解析においても、観察された変動は臨床的な問題はないとされております。

尿検査の結果については、そこに記載のものということで、潜血等幾つか見られておりますけれども、いずれにせよ被験食品との関連性は否定されており、その他も生理的な変化と考えられております。

あと、自覚症状として、下痢、軟便、頭痛、感冒等々が検出されておりますけれども、医師によって、被験食品との関連性が疑われる事象ではないと判断されております。

「6 安全性に関する審査結果」になります。

「毎日コツコツふりかけ」については、本食品に含まれるカルシウム量が既に一般用医薬品として認可されている範囲内であることに加えて、日本人の食事摂取基準の上限値の設定根拠となる各種文献情報並びに本食品の食経験及びヒト試験の安全性に係る部分を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されました。

一方、17歳以下の小児については、過剰摂取に関する十分な知見がなく、今回、上限値設定に係る安全性評価はできませんでしたが、既に多くのカルシウムを関与成分とする特定保健用食品が認可され、またカルシウムを栄養成分とする栄養機能食品が販売されておりますが、いずれも小児への特別の対応が採られていない状況にあっても、特段、健康被害事例の報告がない現状を考慮するとともに、リスク管理機関においては、引き続き、国内外の安全性に関する情報の収集に努めることが肝要であるということを申し添える形としております。

なお書きということで「医師の治療を受けている人は、医師に相談すること」については、注意喚起の表示を行う必要があると考えております。

9ページになりますが、この審議の中で指摘があったということになります。

本食品はふりかけ形態の食品であることから、食塩の過剰摂取につながる可能性についての議論があったということで、本食品一日摂取目安量での食塩相当量は0.5gであり、リスク管理機関においては、本食品のラベルや調理例モデルなどを含め、食品の過剰摂取につながらない配慮を行うことが必要であると考えられることを付け加えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がござ

いましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○長尾委員 カルシウムの評価の方は結構だと思いますけれども、最後に食塩の過剰摂取について、管理機関で配慮するようにということを付け加えたのは非常に良かったと思います。

○見上委員長 どうもありがとうございます。

毎日こつこつ食塩を食べてしまっては、体によくないですからね。

外にございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

遺伝子組換え食品等 SPEZYME FRED™ 及び高リシントウモロコシ LY038 系統（食品）に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

まず始めに、SPEZYME FRED™ につきまして、事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料4-1を御覧いただきたいと思います。

平成15年10月30日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められました添加物 SPEZYME FRED™ の安全性についての審議結果でございます。これについては、一番最後のページを御覧いただきたいと思います。

本年の2月15日～3月16日まで、国民からの意見・情報の募集を行いましたが、御意見・情報の提出はございませんでした。

他方、その間に、若干見直しをしていた中で、評価書について適正に記載すべきところが見つかりましたので、それについて上に新旧対照表として書いてございます。

左側の形で適正に記載を変更する形とさせていただきたいと思っております。

以上ということで、そこに記載の部分を訂正するというので、評価を確定させていただければと考えております。

前回、詳細な御説明をしておりますので、結果だけということになります。11ページを御覧いただきたいと思います。

「IV 評価結果」ということで「α - アミラーゼ SPEZYME FRED™ については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損うおそれはないものと判断された」。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問ございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

先ほど、課長がおっしゃった変更点も含めまして、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会における結論と同じとなります。「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、高リシントウモロコシ LY038 系統(食品)につきまして、説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料4-2を御覧いただきたいと思います。

平成17年12月8日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会に対して意見を求められました食品「高リシントウモロコシ LY038 系統」の安全性についての審議結果でございます。これについては、一番最後の裏になります。

本年の2月15日～3月16日まで、広く国民の意見・情報の募集を行いましたが、御意見・情報の提出はございませんでした。

他方、その期間に事務局の方で見直しをしておりましたところ、評価書について適正に記載すべき点がございましたので、それが新旧対照表という形で記載がございまして、左の枠の形で訂正をさせていただきたいと思います。

御了解いただけましたならば、その部分を修正したということで、評価書を確定させていただきたいと思います。

13ページを御覧いただきたいと思います。

前回、詳細な御説明をしておりますので、評価結果のみ、御説明させていただきたいと思います。

「遺伝子組換えトウモロコシ(高リシントウモロコシ LY038 系統)については、『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された」。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がござ

いましたらよろしくお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となります。「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損うおそれはないものと判断された」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「平成 19 年度食品安全委員会運営計画について」でございます。

こちらについて、国民からの意見の募集手続が終了いたしておりますので、事務局から説明願います。

○小木津総務課長 それでは、資料 5 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今、委員長からお話がありましたとおり、この資料の後ろから 2 枚目に「『平成 19 年度食品安全委員会運営計画（案）』についての御意見の募集結果について」という資料がございます。2 月 22 日～3 月 23 日までの間に意見募集を行いました、1 通、多岐にわたる御意見の提出がございました。これについて、まず御紹介をさせていただきます。

本文の内容につきましては、既に前回、詳細に御説明をさせていただいておりますので、この御意見を中心に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、重点事項に関しまして、ポジティブリスト制度についての御意見でございます。ポジティブリスト制度が施行されて 8 か月が経過し、その実効性についてリスク管理機関と協力して検証を行って、その結果を委員会として発表していただく必要があるという御意見でございます。

これに対しまして、考え方を整理しております。右側の欄の中ほどから下でございますが、制度施行後におきましては、実効性の検証は、まずはリスク管理機関で実施すべきものと考えます。

しかしながら、食品安全委員会においても、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号に基づき、食品健康影響評価の結果がリスク管理機関が行う施策に適切に反映されているかどうかという調査を行っておりますので、定期的にその調査を書面によって行うとともに、必要に応じてリスク管理機関から施策の実施状況について報告を求めることによって、制度の実効性に関する情報把握に努めてまいりますと記載させていただいております。

続きまして、もう一つポジティブリスト制度に関連しまして、一律基準について「人の

健康を損うおそれのない量」として 0.01ppm を定めることが適当か検討するための計画を策定すべきだと考えますという御意見でございます。

これにつきましては、一律基準について現在、リスク管理機関において評価に必要な資料を収集、整理している段階でありますので、現時点で評価の開始時期を明示することはできませんが、リスク管理機関の作業が終わり、評価が要請されれば、関係する専門委員からなる合同ワーキンググループにおいて、速やかに調査審議に着手することとしていますと記載させていただいております。

3 ページにまいりまして、同じくポジティブリスト制度に関連して「評価体制の強化を図り、評価の期限目標を設定して正確に、かつ計画的に評価を進める必要があると考えます」という御意見。

これに対しましては、ポジティブリスト制度に係る暫定基準等に係る評価案件につきましては、評価案件が膨大なことから、関係する専門調査会の下に評価部会を設置する等、審議体制を強化するとともに、評価の実施手順を定める。厚労省の方から提出されます評価依頼計画等を受けて、毒性が懸念される農薬等を優先的に評価するなど、計画的に進めることとしています。また、審議プロセスの効率化等により、審議の円滑化を目指していきますと記載させていただいております。

その下ですが、リスクコミュニケーションについての御意見でございます。

「『地域の指導者養成講座』について、昨年度に行われた活動の振り返りを行い、その結果を平成 19 年度の活動に生かしてください」という御意見でございます。

右側の欄の記述ですが、第 2 パラグラフにありますように、本講座は来年度も継続して実施するものであり、御指摘を踏まえ、本年度参加いただいた方の意見を取り入れ、改善すべき点は改め、よりよい講座の企画、運営に努めていかなければならないと考えていますと記載させていただいております。

続きまして、4 ページにまいります。同じくリスクコミュニケーションに関してです。

「『リスクコミュニケーター』を育成するための講座が新たに計画されていますが、どのような活動を展開したいのかの目的とイメージを明確にして進めることが重要と考えます。特に、人材を生かす場の検討が必要です」という御意見でございます。

右側の欄の第 3 パラグラフになりますが、来年度から新たに地域の「リスクコミュニケーター」を育成するための事業を実施することとしています。事業の対象としては、行政関係者だけでなく、食品の安全性に関して一定の知識や経験を有し、積極的にリスクコミュニケーションを推進する意欲のある者が適当であると考えています。

来年度の具体的な開催方法については、御指摘を踏まえ、関係者とも十分相談してまいりたいと考えていますと記載させていただいております。

また、同じリスクコミュニケーションに絡んで「全国食品安全連絡会議を省庁横断的で、かつ地方から中央までの連携を強化するような連絡会議に発展させることを提案します」という御意見でございます。

右側の第2パラグラフからですが、全国食品安全連絡会議を厚生労働省、農林水産省の実施する会議を併せて開催することは、食品安全に係る幅広い内容に対して、会議時間が制約される等の問題から、難しい状況ではございますが、御指摘を踏まえ、全国食品安全連絡会議の内容等の工夫を検討してまいりますと記載させていただいております。

なお、引き続き関係府省が一体となつて的確な食品安全行政を実施するため、関係府省による連絡会議等を定期的に行っていくとともに、平成18年11月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえて、地方公共団体との協力については、今後検討してまいりますと記載させていただいております。

その次ですが、委員会が自ら行う食品健康影響評価についての御意見です。

「食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した案件について、それぞれ優先順位を公表した上で、評価終了までの期限を設定し、その上で計画を公表することが必要と考えます」という御意見でございます。

これは、食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価のことであろうと思われますが、ここでは4つの案件につきまして、食品健康影響評価の指針、食品へ媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針に従って、評価案件の候補とされたもののうち、優先度が高いと判断され、現在、検討を行っているものでありますということで、評価案件としてまだ決定されたものではありませんということでございます。

これまで、リスク評価に先立ち、スケジュールを明示したことはありませんが、評価指針の案では、評価の内容、評価の形式、評価の必要性とともに、評価に見込まれる時間についても設定しておくこととされておりますので、今回の評価は微生物・ウイルス専門調査会が自ら評価を行う初めての試みでもあり、前もっての期限の設定については、今後、更に議論していきたいと考えていますと記載させていただいております。

最後に、食品安全総合調査についてです。

「調査の結果について速やかに報告するよう努めてください」という御意見でございます。

この調査結果につきましては、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれると、公開

することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全委員会のホームページにリンクしております「食品安全総合情報システム」の検索機能を通じ、一般に公開することとしておりますと記載させていただいております。

以上が、頂いた意見に対する考え方でございますが、この案では、御意見を踏まえて、具体的な活動に生かすということでの回答とさせていただいております。

また、もう一つ前のページでございますが、新旧対照表を付けさせていただいております。今の御意見とは別に、意見募集中にプリオン専門調査会の審議が進んだこともありまして、これを受けての時点修正をする必要がございますので、ここにございますように、「プリオン専門調査会において評価の準備段階として取りまとめた評価の進め方や必要項目等を基に、更に検討を進める」と現段階での記述とさせていただいております。

この箇所を修正するということで、運営計画を御決定いただければどうかという御提案でございます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございましたらよろしくお願いします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 今回、ポジティブリスト制とかりスクコミュニケーションに関連した御意見を頂きましたけれども、これらの意見は来年度の委員会の運営を考える際に、とても貴重な意見であると思います。

しかし、これらの意見につきましては、これから更なる検討が必要ですが、原案の運営計画で取組が十分可能であると思われますので、今後、更に運営計画を具体化する際に参考にすればよいのではないかと思います。

もう一つは、この運営計画（案）の本文の２ページの下から２～１行目にかけてですが「案件によって審議プロセスの簡素化等により」という文言がありますが「簡素化」というと、少し簡略にやるという誤解を受けかねませんので、この点については「案件によっては」というのを取りまして、「審議のプロセスの効率化等により、審議の円滑化を目指す」という文章に変更した方がよいのではないかと思います。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

外にございませんか。

それでは、平成 19 年度食品安全委員会運営計画については、ただ今小泉委員から発言がありましたけれども、2 ページの「案件によっては審議プロセスの簡素化等により審議の円滑化を目指す」を「審議プロセスの効率化等により審議の円滑化を目指す」というように修正するとともに、同様に委員から発言がありますとおり、頂いた意見については、今後、委員会の運営の参考とすることとし、一部修正の上、決定ということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「食品安全モニターからの報告（平成 19 年度 2 月分）について」。事務局から報告願います。

○吉岡勸告広報課長 それでは、資料 6 に基づきまして、御報告をさせていただきます。

食品安全モニターから、2 月中に 34 件の報告がございました。

内容といたしましては、食品衛生管理関係が 11 件、またリスクコミュニケーション関係が 7 件となっております。

それでは、本委員会のコメントを中心に御報告をさせていただきます。

2 ページでございますが「○ 地域の指導者育成講習会（埼玉）に参加して」の御意見でございます。

講演は分かりやすく理解できた。演習も少人数に分かれ、ゲーム感覚で知らず知らずにお互いに学び合うことができた。

1 グループの人数は、多くても 5 名ぐらいがよいと思った。

この講習会を全国各地で実施することは大変有意義だといった御意見でございます。

食品安全委員会のコメントといたしましては、本講座につきましては、本年度から地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するために開始した事業でございまして、19 年度におきましても、引き続き実施するとともに、リスクコミュニケーターを育成するための講座も実施することとしております。今回、頂いた御意見や参加された方のアンケート調査の結果等も踏まえ、よりよい講座となるよう工夫してまいりたいというものでございます。

3 ページは「2 . リスクコミュニケーション関係」でございます。

食品違反事故の報道や食品に関する番組に関連して国は、テレビ、ラジオ報道がリスクコミュニケーションのツールの 1 つになるよう、公正な内容になるよう指導をしてもらいたい。

メディアなどから一方的に発信される情報の真偽や危険度に関して検証を行うシステム

をつくってはいかがかなどの御意見でございます。

これにつきましては、食品安全委員会からは、情報を伝える上で、マスメディアが果たす役割は大きいことから、適宜プレスリリースを行い、積極的に情報提供するとともに、マスメディアとの懇談会を定期的を開催するなど、今後とも適切な情報発信などに努めてまいりますとしております。

また「○ 食の安全情報の周知について」。

食の安全に関する情報はインターネット上に数多く存在するが、一般の消費者がその情報を探すことは難しい。もっと様々な情報発信の手段を検討できないかという御意見でございます。

食品安全委員会では、現在、様々な手段を通じ、幅広い適切な情報の発信に努めているところでございまして、ホームページ、メルマガ、DVD、季刊誌、用語集、あるいは意見交換会等を開催しております。

また「食の安全ダイヤル」を設け、国民の皆様からの相談や問い合わせも受け付けておるところでございます。

さらに、厚生労働省、農林水産省におきましても、各種の情報をホームページ、パンフレット、メルマガ、意見交換会などを通じて提供しているところでございまして、今後とも連携し、国民の皆様に適切な情報発信をできるよう、引き続き努力してまいりたいというコメントでございます。

5 ページにまいりまして「3 . BSE 関係」でございます。

「○ BSE とピッシングと畜について」。

可及的速やかにピッシング方式を廃止するよう、指導してほしいという御意見でございます。

食品安全委員会では、平成 17 年 5 月 6 日に取りまとめました「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」におきましても「ピッシングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」としたところでございます。

厚生労働省では、この結果に基づき、ピッシングの廃止に向けて取り組んでいるところでございまして、食品安全委員会としても、リスク評価結果に基づく施策の実施状況について調査を行うとともに、その対応状況について、適宜報告を求めているところでございます。

6 ページが「4 . 鳥インフルエンザ関係」、7 ページが「5 . 器具・容器包装関係」で「○ ペットボトル入り牛乳について」。

「適切な条件下で管理されない限り十分に安全性が確保できない牛乳を持ち運びが容易なペットボトルに入れることは、間接的に食中毒などの原因を多く作る気がしてなりません。安全面で大丈夫なのか疑問に思います」という御意見でございます。

食品安全委員会では、今般、容器に入った牛乳等が適切な条件下で管理される限りにおいて、PETは牛乳等に使用しても十分な安全性を確保していると判断したところでございます。

この「適切な条件下で管理される限りにおいて」との記載は、PETを牛乳等に使用した場合においても、既存の条件である「保存の方法の基準」が順守されることを想定しております。

また、御指摘の点につきましては、評価書において「なお、牛乳等にPET容器を使用する場合において、食中毒防止の観点による、微生物学的リスクなどを踏まえ、注意喚起の表示等、適切な指導が必要であると考え」旨を、追加して記載したところでございます。

8ページにまいりまして「○ トランス脂肪酸について」。

収集データに基づく事実の公表と啓蒙活動を継続してほしいという御意見でございます。

食品安全委員会では、トランス脂肪酸につきましては、ファクトシートを作成しておりますので、その内容を御紹介するとともに、現在、データ収集調査を行っているところであり、今後とも科学的知見を収集し、必要に応じファクトシートを改訂し公表するなど、情報提供の努めてまいりたいとのコメントでございます。

10ページが「7. 食品衛生管理関係」でございまして「○ 大手菓子メーカーの食品衛生について」といったような御意見を6件いただいています。

13ページからが「8. 食品表示関係」でございます。

14ページは「9. その他」でございます。体細胞クローン牛の安全性についての御意見を頂いております。

我が国においては、体細胞クローン牛の肉や生乳については、農林水産省からの通知により、現在、出荷の自粛が行われておるところでございます。

また、厚生労働省の研究班の報告、農林水産省も体細胞クローン牛から生まれた子牛の安全性に関する研究調査を行っているところでございまして、米国の動向、厚生労働省、農林水産省等によるクローン技術を使用した研究の結果を注視していきたいというコメントでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「平成 19 年度食品安全モニターの依頼について」。事務局から御報告願います。

○吉岡勸告広報課長 それでは、資料 7 に基づきまして、御報告を申し上げます。

食品安全モニターにつきましては、食品安全委員会の役割や活動等について十分に知見のあるモニターによる継続的な活動を通じまして、情報発信能力の向上や活動の活性を図るという観点から、平成 19 年度よりモニターの任期を 2 年とし、1 年ごとに半数を改選することといたしました。19 年度につきましては、定数 470 名のうち半分の 235 名につきまして、新たに募集をいたしまして、別紙 1 のとおり選考を行ったところでございます。

別紙 1 を御覧いただきたいんですが、19 年度モニターにつきましては、19 年 1 月 20 日～2 月 16 日までの間、募集を行いまして、809 名から応募がございました。倍率 3.44 倍という状況でございます。

その中から、応募理由等から特にモニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待される方、知識や経験に基づき有益な情報や意見の提供が期待される方を抽出いたしまして、都道府県別の定数を考慮した上で、食品安全委員会の委員が候補者として選定をいたしました。

また、これによりましても必要人数に満たない場合につきまして、応募理由等の評価に加え、都道府県別の定数、性別、年齢別、経験者のバランスを考慮して候補者を選定したところでございます。

また、残りの 235 名につきましては、18 年度モニターの中から、本人の継続の意向等を調査いたしまして、継続する意欲が特に強い方を中心に、地域的なバランスを考慮いたしまして、235 名の選考を行ったところでございます。モニターを依頼する方の性別、年代内訳につきましては、資料 7 の 1 枚目のとおりでございます。

男性が約 3 分の 1、女性が 3 分の 2 という状況でございます。

また、年代別に見ますと、30 代、40 代の方がそれぞれ 22.5%。また 50 代、60 代の方がそれぞれ 2 割弱という状況でございます。

この新たに募集いたしました新規モニターにつきましては 2 年間、継続モニターにつきましては 1 年間、4 月以降、モニターとして正式な依頼をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いします。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 安全委員会ができて4年になるんでありますけれども、こういうモニターさんの構成している年齢層は、当委員会が開設間もない時と今とではあまり変わりませんか。

○吉岡勸告広報課長 大体、応募される方の構成と同じような形で選考しておりますが、全体的な状況としては同じような状況でございます。

○本間委員 男女の構成も同じぐらいの割合ですか。

○吉岡勸告広報課長 例年、大体3分の2が女性、3分の1が男性ということで御応募いただきまして、それに沿ったような形でモニターの依頼をしております。

○見上委員長 よろしいですか。

○本間委員 はい、結構です。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。

それでは、事務局は平成19年度食品安全モニターの依頼手続を進めるようお願いいたします。

なお、今回からモニターの任期が1年から2年に延長したところですので、モニターの皆様の活動の充実を期待いたします。

また、引き続き、地域への情報の提供にも御協力いただけるよう、よろしくお願いいたします。

外にございませんか。

長尾委員、どうぞ。

○長尾委員 最近、食品安全で気になるニュースがありますので、それに関連したことです。

先々週、モンサント社が過去に行った遺伝子組換えトウモロコシのMON863をラットに90日間経口投与した試験を、ある民間研究グループが改めて解析したところ、肝臓等に有意な影響が見られたとする研究結果をNPOのグリーンピースが発表しております。

このことについて、EUの要請を受けたEFSAで先週、専門家による検討を行い、2～3週間かけて追加情報を求めるとしていると聞いています。

食品安全委員会としても、これについては検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○見上委員長 この辺につきまして、國枝評価課長、いかがでしょうか。

○國枝評価課長 本件につきましては、今、厚生労働省と連絡を取りつつ、情報収集を行っているところでございます。

厚生労働省では、今、EFSA の検討状況を注視しているところで、その結果を踏まえて今後の対応を検討したいということだそうです。

先ほど、長尾先生からお話があった MON863 の件については、平成 14 年の 2 月に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の審議の結果、安全性の審査の手続を経たことが告示されておりまして、また、既に MON863 を用いたかけ合わせ品種の 2 品目を食品安全委員会で安全性を検討して、平成 16 年の 2 月末～9 月に、厚生労働大臣あてに評価結果を通知しております。

本件につきましては、リスク管理官庁においても適切に対応が採られるものと考えますが、遺伝子組換え食品の安全性評価基準に関わるということ、また今後も MON863 を用いたかけ合わせ品種の評価依頼がある可能性が考えられるということから、入手した情報については、遺伝子組換え食品等の専門調査会に専門の先生に精査していただいた上で、今後の対応を検討していくべきではないかと考えております。

○長尾委員 それで結構だと思います。

EFSA で収集した情報など、我々の方にも提供していただいて、逆に EFSA に要請を行うなどして、早めに検討することが適切だと思うんです。

○見上委員長 どうも、いい御意見をありがとうございました。

それでは、事務局で情報を収集、整理の上、必要に応じて遺伝子組換え食品等専門調査会の意見を求めることとしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 そうしたら、そのようにさせていただきます。

外に議題はありますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 184 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、4 月 5 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上です。